

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条から第16条の2まで <略></p> <p>（期末手当）</p> <p>第17条 <略></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の125</u>、12月に支給する場合には<u>100分の135</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 6箇月 100分の100</p> <p>（2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>（3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>（4） 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「100分の80」とする。</p> <p>4～6 <略></p>	<p>第1条から第16条の2まで <略></p> <p>（期末手当）</p> <p>第17条 <略></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の122.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 6箇月 100分の100</p> <p>（2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>（3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>（4） 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「100分の80」とする。</p> <p>4～6 <略></p>
<p>第17条の2および第17条の3 <略></p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第18条 <略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基</p>	<p>第17条の2および第17条の3 <略></p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第18条 <略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基</p>

礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の65を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の30を乗じて得た額の総額

3～5 <略>

第19条以下 <略>

礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額の総額

3～5 <略>

第19条以下 <略>